

市政について皆様の声をぜひお聞かせください!

目黒哲也 通信

●発行人 目黒哲也

所属委員会 ・社会厚生委員会 委員長 ・議会運営委員会 ・議会広報編集特別委員会
・都市計画審議会 ・新潟県後期高齢者医療広域連合議会議員
・魚沼地域特別養護老人ホーム組合議会議員

●連絡先 目黒哲也後援会事務所

〒949-6612 新潟県南魚沼市東泉田1076-1 TEL 025-773-6253
携帯 090-4011-7563 E-mail kinseikan.tetsuya430623@gmail.com

議会報告 Vol.24
令和6年1月発行

目黒哲也
公式ホームページ
こちらから→



目黒哲也通信のバックナンバーを希望される方は、メールあるいは電話にてお気軽にご連絡ください

Facebook



Instagram



LINE



X



迎春

謹んで新年のご挨拶を申し上げます。皆様おそらいで、新たな希望のもとに新春をお迎えと存じます。日頃から市政へのご理解とご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

バブル崩壊からコロナ禍に至る「失われた30年」を経て、重要な変化の過程にあります。こうした変化を市の発展や経済成長につなげていくためには、従来の考えに拘泥せず、新しい発想を取り入れていく姿勢が必要になると考えております。

今年は「辰年」。運気が上昇し、夢が叶うと言われております。辰年にあやかり昇竜飛天の年にしたいものです。“天命を信じ、人事を尽くす”の心で真摯に努めて参ります。

皆様の繁栄幸福を心よりお祈り申し上げます。



一般質問 その1

今後の下水道管路施設等の老朽化と人口減少を見据えた下水道事業経営戦略の見直しが必要ではないか

※質問と答弁は一部抜粋

南魚沼市議会 録画配信 | 検索

右のQRコードをスマートフォンなどで読み取ると、一般質問の録画映像がご覧いただけます。



目黒 南魚沼市の水処理はおおむね面整備が完了し、老朽化する施設の更新事業がこれからの課題となってくる。特に、中山間地域においては住宅の密度もまばらで、管路延長が長い割に汚水処理人口が少ないことから、非常に不経済な状態になっていると思うが。

市長 下水道事業を使用料の収益による独立採算で経営するためには、処理区域1ha当たりの人口密度が40人以上必要とされるが、現在は約19人と半数以下の状況だ。

目黒 下水道管路の一部の浄化槽区域を除き、農業集落排水事業での整備を中心に中山間地域に相当の距離で敷設されている。管路整備の着手は昭和60年頃であるので40年近い年月が経っている。今後の下水道管の入替えを考えると、1軒当たりにかかる管路の整備費は莫大なものになる。

そこで今後は、特に中山間地域を中心とした人口減少問題を考えると、老朽化した管路施設の更新は行わずに、個別の浄化槽を整備することで事業費を格段に縮小できると思うが。

市長 老朽化に伴う管路施設の更新計画の際には、単純な更新を行うのではなく、浄化槽による個別処理方式への転換をあわせて検討を進めなければならないと思っている。

ただ、下水道の管路施設の耐用年数は50年となっており、老朽化更新事業の補助採択要件は耐用年数を超えることがポイントとなる。現在、南魚沼市内で1番古いものは設置から35年で法定耐用年数まであと15年であり、かなり先の検討案件となる。

目黒 徐々に、経済性や処理性能にすぐれた浄化槽が選択され

始め、見直されてる状況になってきているので、今後の下水道事業計画の中で浄化槽の変更を今から検討に入れたほうが良いと思うが。

市長 市の管理として残る処理場は、五箇と橋窪の処理場である。2つの処理場とも、令和6年度に今後の更新計画の方針を検討するための業務委託を予定している。経済比較に加えて事業経営の面からも、まずはこの2つの地区で集合処理から個別処理への転換の可能性について検討していきたいと考えている。

目黒 南魚沼市の浄化槽は、市が設置し管理している市設置型浄化槽と、個人が設置し一定条件を満たしたものを市が引き取り管理をしている個人設置市管理型浄化槽、個人が設置し個人が管理している浄化槽の3種のタイプがあるが、当時、市が引き取った時の要件は。

市長 個人設置の合併処理浄化槽については、浄化槽条例第14条、設置から15年以内のもので一定の基準に当てはまるものは寄附を受けることができると規定されている。

目黒 令和4年度の決算では、浄化槽事業対策費として約5,000万円の管理費がかかっている。個人設置の浄化槽が、

一方で市の管理になり、また一方で個人管理のままであるなど、不公平感があると思うが。

高橋下水道課長 維持管理費など個人の負担が大きいため、不公平に感じてる方がいると思う。

市長 寄附を受けた浄化槽も15年を超え、今の内規からは寄附が受けられない。現状に即していなくなってきているので、基準の見直しが必要であると認識している。

目黒 今後は、市管理の浄化槽設置から10年以上経過しているものについては、個人管理とするように制度改正を検討できないか。

市長 下水道事業においてはいい点もあるが、個人管理になると現状の使用料金や維持管理費が高くなるという場合もあって、慎重にならざるを得ない。今後は下水道事業の経営戦略の見直しを行う際或使用料の見直しをする際に、浄化槽区域の課題として検討していきたいと考えている。



めぐるの目

キーワード④ 浄化槽による個別処理方式への転換と浄化槽の個人管理への転換を

経済性や処理性能にすぐれた浄化槽が選択されはじめ、全国で浄化槽による個別処理方式への転換が進んでいる。

事例1. 青森県

令和5年度に「青森県汚水処理施設整備構想」の見直しを行い、下水道事業区域3,526haと集落排水事業区域39haの計3,565haを個別処理に転換した。

要因 ①人口減少による使用料収入の減少
②増大する維持管理費や改築更新需要
③むつ市、黒石市、横浜町、野辺地町など、財政ひっ迫から下水道事業をストップし、事業を取りやめるなどの自治体が増加してきている。

事例2. 愛媛県伊予市

浄化槽の管理を個人設置型に順次統一

令和2年度より、伊予市浄化槽市町村整備推進事業により整備した浄化槽について、設置後10年を経過した浄化槽については利用者等に移譲し、個人で維持管理を行うよう制度を改定した。

事業費の縮小 (例) 市内の西集落で推計

世帯数 約20戸 管路延長 約1,100m
管路の入替の場合 約1億3,200万円(1,100m×120,000円)
個別浄化槽設置の場合 約3,000万円(20戸×1,500,000円)
※差額 約1億円

キーワード⑤ 再生可能エネルギー生成装置「小型メタンガス発電プラント」の導入を

“バイオガス”環境にやさしい再生可能なエネルギー

食物残渣などを調整槽で受け入れ、発酵させてガスを発生し、ガス発電を行う装置。 **図1**

特徴

発酵槽、ガスパック、ガスタンク、消化液タンク、ガス発電機など、再生エネルギーを処理するための機能一式がコンパクトに汽車のコンテナに納められている。 **図2**

よって設置が容易である。トレーラー等で運搬し、そのままクレーン等で据付 **図3** 後、電気接続と配管接続を行えば稼働が可能になる。

また、この発酵ガス発電を行う過程で、消化液は液肥として、最終的な汚泥はたい肥に活用していくことができる。

策定を進めている地球温暖化対策実行計画（区域施策編）は脱炭素先行地域の選定を視野に入れているのか

目黒 令和4年度に、地域の脱炭素化事業に意欲的に取り組む地方公共団体に対して、おおむね5年程度にわたり継続かつ包括的に支援をするスキームとして、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金が創設され、加えて令和5年度には計画的に実施できるように、地方財政処置として新たに脱炭素化推進事業債が創設された。この有利な交付を受けるには、脱炭素先行地域に選定されることが必須であるが、それを視野に入れて実行計画を策定しているのか。

市長 市では脱炭素先行地域を目指すための可能性、また条件などを環境省や新潟県をはじめ関係機関とこれまでも情報交換を行ってきた。しかし先行地域の選定においては、より高い先進性やモデル性、独自性が求められており、誠にハードルが高く選定を目指すのは極めて厳しい状況である。

目黒 公共のモデル事業として現在、事業を進めている統合学校給食センターへ小型メタンガス電気プラントを導入する考えはないか。

市長 メタンガス発電プラントの基になる食品残渣であるが、現在統合を進めている大和と六日町の学校給食センターにおける食品残渣は1日当たり100キロ未満であり、今後は少子化による児童生徒数の減少により給食数も減っていくため、学校給食の残渣のみでは十分な発電量が見込めないため導入は難しい。

目黒 市内にはカット野菜や廃菌床などの有機廃棄物が存在している。それを発酵させて発電を行い、消化液は液肥として、発酵後の污泥はたい肥として再利用することによって、商品の付加価値が高まると思う。加えて、導入した事業所は経済産業省から地域未来索引企業に選定される。市内の事業所へ小型メタンガスプラントの導入を促進する考えは。

市民生活部長 実行計画の中でバイオマスを使った脱炭素化は課題の一つになっている。市内には一次産業で残渣が出るような産業があると認識している。環境面だけでなく、廃棄物の減量という廃棄物対策にも大いに役立つので、アンテナを高くしてやっていきたい。

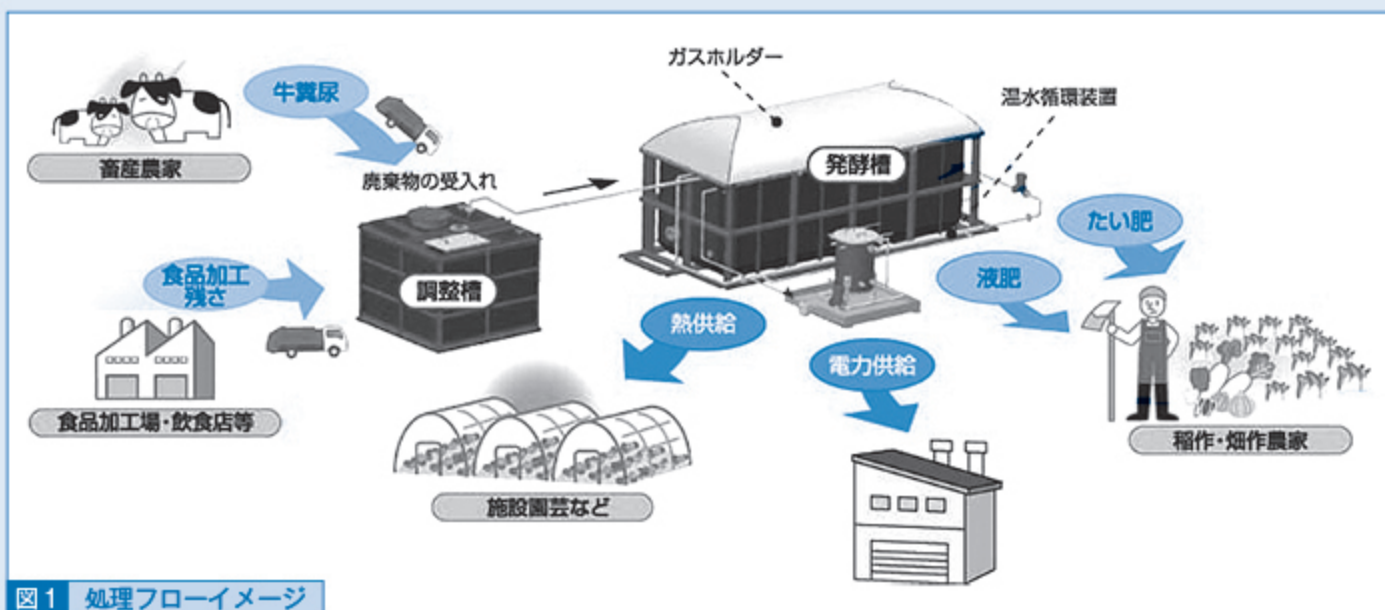


図1 処理フローイメージ



図2



図3

地域脱炭素移行・
再エネ推進交付金 図4

太陽光・風力・バイオマスなどの再エネ発電設備や、地中熱・温泉熱などの再エネ熱利用設備などが対象となる事業である。

- ①財政支援として、3/4が交付金、自主財源の起債充当率が90%で、地方交付税で30%から50%が返ってくる。
- ②交付上限額は5か年で50億円まで支援。
- ③民間事業者との共同事業も対象のため、交付金については地方自治体を通して間接交付が認められているので、民間事業者は整備費の補助金としての財源支援と、整備された施設の管理などの雇用の拡大につながる可能性がある。

以上のように大変有利な制度である。小型メタンガス発電プラントや、市が進めようとしている庁舎の太陽光発電パネルや雪冷房システムの導入や、導

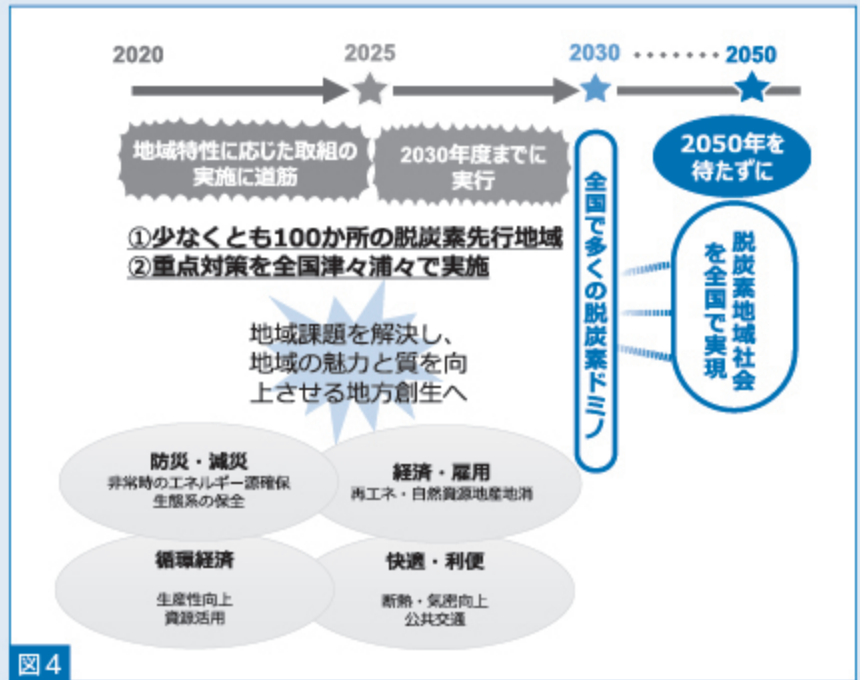


図4

入にかかる調査・設計等が交付対象になると思われる。また、ゼロカーボン・ドライブ（電動車・充電設備等）も交付対象となる。図5 後発での提案申請は厳しい状況下であるが、挑戦を期待したい。

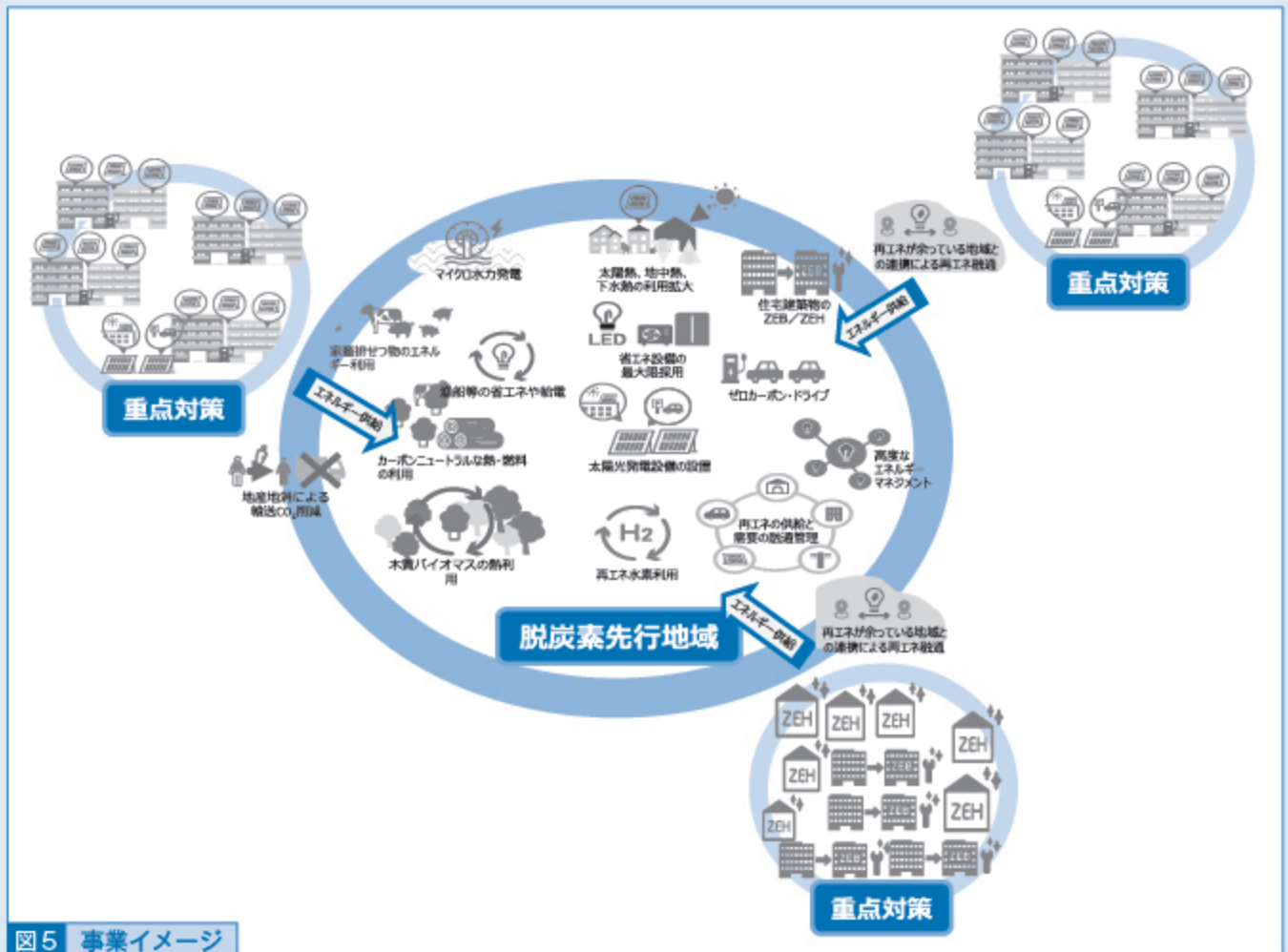


図5 事業イメージ